

との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3. 前2項の評価格は、調査職員が指示する図面に記載するものとする。

#### 12-6 残地等に関する損失の補償額の算定

残地又は残借地に関する損失の補償額は、「沖縄県公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和50年8月14日訓令第9号）」第57条及び同実施細則第36に定めるところにより算定し、残地（又は残借地）補償額算定調書を作成するものとする。

### 第13章 補償説明

#### 13-1 補償説明

補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地等に関する損失の補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいうものとする。

#### 13-2 概況ヒアリング

受注者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

#### 13-3 現地踏査等

1. 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把握するものとする。
2. 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

#### 13-4 説明資料の作成等

権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

- (1) 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- (2) 権利者ごとの補償内容等の整理
- (3) 権利者に対する説明用資料の作成

#### 13-5 権利者に対する説明

1. 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。
  - (1) 2名以上の者を一組として権利者と面接すること
  - (2) 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと
2. 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

### 13-6 記録簿の作成

受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿に記載するものとする。

### 13-7 説明後の措置

1. 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。
2. 受注者は、当該権利者に係わる補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。
3. 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

## 第14章 事業損失に係る建物等調査及び修復費の積算

### 第1節 調査

#### 14-1 調査

調査は、「国営土地改良事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害に係る事務処理要領（昭和61年7月1日61構改D第625号）」（以下「事務処理要領」という。）に準じ、第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）と同第4条の損害等が生じた建物等の調査（以下「事後調査」という。）に区分して行うものとする。

#### 14-2 事前調査における一般的事項

事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。

- (1) 建物の敷地ごとに建物等（主なる工作物）の敷地内の位置関係
- (2) 建物ごとに実測による間取り平面及び立面

この場合の計測の単位は、2-4及び2-5、2-6の規定を準用する。

- (3) 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所

現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書等の交付等の方法により調査を行うものとする。

- (4) その他調査書の作成に必要な事項

#### 14-3 事前調査における損傷調査

受注者は、前条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。

- (1) 基礎
- (6) 内壁